

三沢市審議会等の会議の公開に関する要綱

(平成24年1月10日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた行政経営と地域協働の推進の実現のため、三沢市における審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関
- (2) 有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、市長その他の執行機関が、規則、要綱等により設置する機関。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 内部調整を主たる目的として市職員のみを構成員とするもの
 - イ 関係機関との連絡調整を主たる目的として設置されるもの
 - ウ 審議会等の下部組織にあたる専門部会等
 - エ 表彰等の審査を目的として設置されるもの
 - オ 特定のイベント、行事等の推進を目的とした実行委員会等
- (3) その他前2号と同様の目的として設置する機関

(会議公開の原則)

第3条 審議会等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等（規則、要綱等を含む。）の規定により、会議が非公開とされているとき。
- (2) 三沢市情報公開条例（平成19年三沢市条例第2号）第7条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

2 前項の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、こ

の要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 審議会等は、前条第1項に定める基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 審議会等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催等の周知)

第5条 審議会等の所管課長は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該審議会等の概要を周知するとともに、会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を三沢市ホームページに掲載するほか、他の広報手段を用い、その周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別（非公開のときは、その理由）
- (5) 傍聴人の定員
- (6) 傍聴の受付方法
- (7) 問合せ先
- (8) その他周知することが必要と認められる事項

(公開の方法等)

第6条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等は、公開する会議における傍聴人の定員及び傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

- 3 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。
- 4 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。
- 5 審議会等の長は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。

(会議の秩序維持)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 刃物その他の危険な物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- 2 審議会等の長は、会議を開催するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次に掲げる事項を遵守させ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。
- (1) 当該会議の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議の会場において発言しないこと。
 - (3) はちまき、腕章等示威的行為をしないこと。
 - (4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
 - (5) 会議の会場において飲食・喫煙等をしないこと。
 - (6) その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。
- 3 審議会等の長は、傍聴人が前項各号の事項を遵守しないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議録の作成および公開)

第8条 審議会等の長は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議の会議録又はその概要を作成するものとする。

- 2 公開した会議に係る会議録又はその概要は、会議において公開しないこととした情報を除き、市民等に理解しやすいように三沢市ホームページに掲載するものとする。
- 3 前項の規定による会議録又はその概要の公開は、当該公開の日か

ら少なくとも2年間これを行うものとする

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、それぞれの審議会等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。